

吹田市立勤労者会館指定管理者候補者の選定方法

1 指定管理者候補者等の選定について

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募により応募者から提出された事業計画書、収支計画書等の内容を審査し、吹田市立勤労者会館を最も効果的・効率的に管理できると認められる団体を、指定管理者候補者として選定する。

なお、選定においては、指定管理者候補者次点者も決定するものとする。

2 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、審査の公平性及び客観性を確保するため、吹田市立勤労者会館指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

3 募集要項の策定について

市は、応募条件や資格要件等の設定を行い、募集要項を策定するものとする。

ただし、募集要項中、選定基準の評価項目、配点については選定委員会で決定するものとする。

4 選定方法

(1) 評価項目、配点について

別紙1「吹田市立勤労者会館指定管理者選定委員会 選定基準」のとおり

(2) 選定の基準

選定委員が選定する際、別紙2「評価方法」により、各評価項目ごとに採点基準に則って採点し、総評点の点数による順位付けを行うものとする。

なお、各選定委員が順位付けを行う際、総評点と同じ場合は、再度全体を見直し、順位付けを行うものとする。

(3) 最低基準

各選定委員が採点した総評点は60点を最低基準とし、過半数の選定委員が60点以上と採点した団体を選定対象とする。

なお、複数の選定委員により同じ評価項目についてE判定を受けた団体は選定対象外とする。

(4) 選定方法

ア 1団体を過半数の選定委員が第1位と評価した場合

過半数の選定委員が第1位と評価した団体を、指定管理者候補者とする。

指定管理者候補者選出後、第1位評価の多い順、第1位評価が同数の場合は、第2位評価の多い順、第2位評価も同数の場合、A評価の多い団体を指定管理者候補者次点者、A評価が同数の場合はB評価の多い順とする。

イ 1団体を過半数の選定委員が第1位と評価しなかった場合

第1位評価の多い順、第1位評価が同数の場合は、第2位評価の多い順、第2位評価も同数の場合、A評価の多い団体、A評価が同数の場合はB評価の多い順に選定し、それでもなお同数の場合は、評点合計の上位をもって決定し、最上位を指定管理者候補者、次点を指定管理者候補者次点者とする。

(5) その他

選定方法については、選定委員会が決定するものとする。